

## FASBによる時価会計及び減損会計の緩和策発表

岩谷 賢伸

### ■ 要 約 ■

1. 2009年4月9日、米国財務会計基準審議会（FASB）は、金融資産の時価評価と保有債券の減損処理の基準を緩和するガイダンスを発表した。
2. 金融資産の時価評価に関しては、市場が活発でないことを示す指標が追加的に多く明示されたことにより、金融機関等の財務報告者が、保有金融資産を独自のモデルを用いて評価する裁量が拡大した。
3. 保有債券の減損処理に関しては、信用力の悪化を原因とする価値の毀損部分のみ損益に計上し、流動性不足などその他の要素を原因とする価値の毀損部分は包括損失に含め、株主資本のみを減少させればよいケースが提示された。
4. 一連の緩和策は、保有金融資産の再評価や減損金額の圧縮を通して財務報告者の収益にプラスの影響を与えられようと考えられるが、投資家などからは財務情報の透明性や質が更に低下するという批判が上がっている。金融機関側でも、証券化商品を含む保有金融資産については既に大幅な評価減を済ませており、今回の緩和策は遅きに失したという意見もある。今後の金融機関の実務対応が注目される。

### I 緩和策の発表とその背景

2009年4月9日、米国財務会計基準審議会（FASB）は、金融資産の時価評価と保有債券の減損処理の基準を緩和するガイダンス（FASB Staff Position）を発表した。これにより、金融機関等の財務報告者は、バランス・シートに抱える証券化商品等の金融資産の時価評価に関して、従来よりも明確に独自モデルによる算定の裁量を認められるとともに、保有債券の減損処理による損失の拡大を緩和できるようになる。

まず、金融資産の時価評価に関しては昨年から継続的に見直しが行われてきたが、それには以下のような背景がある。サブプライム問題勃発後、証券化商品等の流動性は枯渇したが、金融機関が保有する金融資産を時価評価する際、市場における投売りで付いた類似商品の価格が参照されることが多かったため、多額の評価損を計上した。昨年、金融機関の救済策が検討される中で、これらの会計上の取り扱いに不満を持つ金融機関やロビイストなどから、資産・負債の時価（fair value）の測定に関する統一的なフレームワークを定

めた財務会計基準書 157 号（以下、FAS 157 号）の改正や時価会計自体の停止を求める声が強まった。そのため、FASB は 2008 年 10 月に、活発な市場が存在しない場合の金融資産の時価の測定方法について、FAS 157 号の解釈を明確化するガイダンスを発表した<sup>1</sup>。これは、活発でない市場で行われた取引の結果は、時価測定の参照情報になり得るが決定的な要因にはならないことを明示した上で、活発な市場が存在しない場合は、財務報告者に保有金融資産の独自モデルによる時価算定を容認するものであった。

だが、ガイダンスに市場が活発でないことの指標が具体的にはそれほど示されなかったり、市場で付いた価格は引き続き時価評価において尊重すべきだという姿勢を FASB が示したりしたため、金融機関などの間では財務報告者独自の推定の活用範囲が狭すぎるという評価が多かった。また、保守的な監査法人では、市場が活発ではないと思われる場合でも、少ないながらも市場で付いた価格を時価評価に参照させる姿勢が相変わらず強かったという。そのため、2009 年第 1 四半期の主要金融機関の決算を前に時価会計を巡る議論が再燃し、3 月 12 日に下院金融サービス委員会資本市場小委員会で開催された時価会計に関する公聴会では、委員会メンバーの議員が 3 週間以内に新たなガイダンスを出すことを FASB に強く要請した。

一方、金融資産の減損についての会計処理見直しに関しては、2008 年 12 月 30 日に金融安定化法の規定に基づいて提出された時価会計の問題点に関する米国証券取引委員会（SEC）の報告書の中で、その再検討が提言されたことが背景にある。というのも、金融資産の減損については複数の会計処理方法があり、これまで財務報告が複雑かつ一貫していなかったため、減損に関する統一的な会計基準の設定が要請されていたからである。加えて、今般の金融危機との関連では、証券化商品等金融資産の減損処理において、流動性不足を原因とした減損（liquidity impairment）と信用力の悪化を原因とした減損（credit impairment）を区別し、後者のみ損益計算書に計上すべきだという意見が、識者の間で上がっていた。

## II ガイダンスの内容

以上を背景に、FASB は 3 月 17 日に時価会計と減損会計に関する 3 つのガイダンス案を発表した。ガイダンス案は 4 月 1 日までという短いパブリック・コメント期間を経て、4 月 2 日に審議会で幾つかの修正を加えた上で決定され、4 月 9 日に最終的なガイダンスとして発表された。以下、そのポイントを解説する。

まず、金融資産の時価評価については、FAS 157-4『資産又は負債の取引量や活動のレベルが著しく低下した場合の時価の決定と秩序のない取引の特定』（“Determining Fair Value When the Volume and Level of Activity for the Asset or Liability Have Significant

<sup>1</sup> 同ガイダンスについて詳しくは、岩谷賢伸「市場が活発でない場合の金融資産の公正価値測定を巡る議論」『資本市場クォーターリー』2008 年秋号を参照。

Decreased and Identifying Transaction That Are Not Orderly”)と FAS 107-1 及び APB 28-1 『金融商品の時価に関する暫定的情報開示』（“Interim Disclosures about Fair Value of Financial Instruments）の2つのガイダンスが発表された。

FAS 157-4 では、市場が活発でないことを示す指標を追加的に多く明示したことが重要である。具体的には、以下の事象を以って、資産又は負債の取引量や活動のレベルが通常時よりも著しく低下している、つまり、市場が活発でないことの指標とする<sup>2</sup>。

- ・ 近時の取引がほとんどないこと。
- ・ 気配値が現状を反映していないこと。
- ・ 気配値の変化がしばらくの間激しかった、又は、気配値がマーケット・メーカー間で大きく異なること。
- ・ 以前に資産・負債の時価との相関が高かった指標と近時の時価が明らかに相関していないこと。
- ・ 異常な流動性リスクプレミアムやイールドの上昇が見られること。
- ・ ビッド・アスク・スプレッドが異常に開いている、又は、最近大きく開いたこと。
- ・ 当該資産・負債に類似する資産・負債の発行が著しく減少している、又は見られなくなっていること。
- ・ 当該資産・負債に関してほとんど公表情報がないこと。

ガイダンス案では、以上の事象の発生を以って市場が活発でないと認定した後、そうではないという明確な証拠がなければ自動的に市場でなされた取引は投売りであると推定され、独自のモデルを用いて時価評価できることとしていた。だが、4月2日の審議会では、その点に修正が加えられ、最終ガイダンスでは、財務報告者は市場でなされた取引が投売りだと結論付ける際に、その証拠について十分な考慮をしなければならなくなり、投売りだと認定するハードルは原案よりも少し高くなった。だが、それにしても、以前より金融機関などの財務報告者が、保有金融資産を独自のモデルを用いて評価する裁量は拡大したといえよう。

一方、FAS 107-1 及び APB 28-1 では、金融商品に関する時価情報開示の充実が図られている。従来、財務報告者はバランス・シートに時価で計上されるか否かに関わらず、全ての保有金融資産の時価情報を年に一度開示しなければならなかったが、新たなガイダンスではその開示頻度が上げられ、四半期毎の開示が義務付けられた。

次に、減損処理の見直しに関しては、FAS 115-2 及び FAS 124-2 『一時的でない減損の認識と提示』（“Recognition and Presentation of Other-Than-Temporary Impairments”)が発表された。保有負債証券（主に債券）の減損処理に関しては、売買可能証券（available-for-sale）又は満期保有証券（held-to-maturity）に分類された証券について、時価が取得原価又は償却原価を下回っている場合には、その価値の下落が一時的でないかどうか判断し、

<sup>2</sup> 指標が列挙された8つに限られるわけではない。

一時的でないとは決定された場合は評価減を行いその金額を当期の損益に計上する。そして、その後時価が回復したとしても新原価は変更されない。

価値の毀損が一時的であると判断されるためには、従来の規則では、財務報告者は、時価の回復が予想される十分な期間にわたり同資産を保有する意思と能力があることを主張しなければならなかった。しかし、新たなガイダンスでは、債券の保有継続の意思と、時価の回復までに同債券の売却を迫られる可能性が低いことを主張できれば、信用力の悪化を原因とする価値の毀損部分のみ損益に計上すればよく、流動性不足などその他の要素を原因とする価値の毀損部分は包括損失に含め、株主資本のみを減少させればよいとした。

以上、3つのガイダンスは、2009年6月15日以降に終了する事業年度又は中間事業年度（四半期事業年度を意味する）から適用されるが、同3月15日以降終了する事業年度または中間事業年度まで遡って早期適用することもできる（それ以上遡って適用することはできない）。

### III 緩和策の影響と評価

一連の時価会計緩和策は、保有金融資産の再評価や減損金額の圧縮を通して財務報告者の収益にプラスの影響を与えると考えられる。金融機関の収益が大幅に改善するのではないかという市場の期待から、審議会でガイダンスの内容が決定した4月2日には株価が金融機関を中心に上昇し、S&P500株価指数の終値は前日に比べて2.9%高くなった。

だが、今回の緩和策については批判も多い。まず、金融資産の時価評価において財務報告者の独自モデルによる算定の裁量が拡大されたことや、減損処理において信用力の悪化を原因とする部分とその他の部分の区別が恣意的になる可能性があることなどから、投資家を代表する米国機関投資家協会（Council of Institutional Investors）やマスメディアの間では財務情報の透明性や質が更に低下するという批判がある<sup>3</sup>。加えて、今回の施策によって金融機関が保有資産の評価替えをし、損失を抱えた証券化商品などを保有し続ける動きが出てくると、財務省が計画する金融機関からの不良資産の買い取りがスムーズに進まないのではないかという懸念もある<sup>4</sup>。また、銀行業界という特定の業界に配慮した色彩が強いことに対しては、会計基準は投資家のニーズに応えるために設定されるべきであるという原則に反しているといった意見が、緩和策の背景に政治的な圧力があつたとみられることに対しては、会計基準設定団体の独立性を侵害するものだといった意見が、機関投資家やアナリストなどの間からそれぞれ出ている<sup>5</sup>。

一方、金融機関側でも、時価会計の緩和自体は歓迎するものの、証券化商品を含む保有金融資産については既に大幅な評価減を済ませており、遡って適用できない今回の緩和策

<sup>3</sup> “Accounting Rules Should Avoid Impairment”, *Wall Street Journal*, April 1, 2009

<sup>4</sup> “Move to Ease ‘Mark’ Rule May Subvert Treasury Plan”, *Wall Street Journal*, April 1, 2009

<sup>5</sup> “IASB rejects US rule changes”, *Financial Times*, April 3, 2009

は遅きに失したという意見もある。例えば、バンク・オブ・アメリカのケン・ルイス会長兼 CEO は、少なくとも同行の場合、時価会計緩和の影響はさほど大きくなく、1株当たり利益の改善効果は1、2セントに留まるのではないかと述べている<sup>6</sup>。また、米国商工会議所は、緩和策について一定の評価はするものの、資産価値の算定と監査法人に対するガイダンスの必要性に関する問題は未だ解消されておらず、速やかな対処が望まれるとコメントしている<sup>7</sup>。

国際会計基準審議会（IASB）の監視役を務める国際会計基準財団（IASCF）の評議員（Trustee）は、金融商品の時価会計については、FASBのような個別のアプローチではなく抜本的な再評価が必要であり、今後6ヶ月以内に金融商品に関する包括的な会計基準案を提出するというIASBの計画を支持するというコメントを発表している<sup>8</sup>。

今後は、緩和策を受けての金融機関の実務対応や他の会計基準設定団体が追随するかどうかに関心が集まろう。

---

<sup>6</sup> “Mark-to-Market Changes May Have Muted Impact on Banks”, *Wall Street Journal*, April 2, 2009

<sup>7</sup> 米国商工会議所プレスリリース

<sup>8</sup> IASB プレスリリース